

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月26日	
高知県知事 殿	提出者 住 所 高知県南国市稲生3185番地 氏 名 田中石灰工業株式会社 代表取締役 田中克也 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-882-1175
	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	田中石灰工業株式会社 高知中間処理センター
事業場の所在地	高知県南国市稲生4023番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8822：産業廃棄物処分業
②事業の規模	前年度営業収益：497,661千円
③従業員数	135名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1」のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) 「別紙2」のとおり							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度(5年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品 産業廃棄物 (蛍光灯)	水銀使用製品 産業廃棄物 (乾電池)	廃プラ金属くず ガラス陶磁器くず	廃プラスチック	石膏ボード	木屑
	排出量	12.58 t	5.21 t	1912.70 t	209.6 t	16.00 t	141.3 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ 金属くず	機械くず	紙くず・木くず 廃プラ			
	排出量	154 t	1.50 t	701.8 t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ○受入廃棄物は分別後、中間処理を行い減容化に努め、資源として活用できるものは再資源化する。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品 産業廃棄物 (蛍光灯)	水銀使用製品 産業廃棄物 (乾電池)	廃プラ金属くず ガラス陶磁器くず	廃プラスチック	石膏ボード	木屑
	排出量	12 t	5 t	1,900 t	200 t	15 t	140 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ 金属くず	機械くず	紙くず・木くず 廃プラ			
	排出量	150 t	1 t	700 t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ○受入廃棄物は分別後、中間処理を行い減容化に努め、資源として活用できるものは再資源化する。 ○排出事業者へ分別の徹底依頼を行い、再資源化可能なものは資源物として取扱う。						
産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○混合状態で受入した廃棄物の選別徹底。						
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○混合状態で受入した廃棄物の選別徹底及び機械類等の混合物は分解等により、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず等再資源化可能な状態へ分別を進める。						

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品 産業廃棄物 （蛍光灯）	水銀使用製品 産業廃棄物 （乾電池）	廃プラ金属くず ガラス陶磁器くず	廃プラスチック	石膏ボード	木屑
	全 処 理 委 託 量	12.58 t	5.21 t	1912.70 t	209.6 t	16.00 t	141.3 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	12.58 t	5.21 t	t	14.4 t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	12.58 t	5.21 t	t	14.4 t	t	140 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	廃プラ 金属くず	繊維くず	紙くず・木くず 廃プラ			
	全 処 理 委 託 量	154 t	1.50 t	701.8 t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	118.6 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	118.6 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

○処理業者に委託しているが、収集運搬～処分に至るまで確認し、的確に管理した。

【目標】							
産業廃棄物の種類	水銀使用製品 産業廃棄物 (蛍光灯)	水銀使用製品 産業廃棄物 (乾電池)	廃プラ金属くず ガラス陶磁器くず	廃プラスチック	石膏ボード	木屑	
全処理委託量	12 t	5 t	1,900 t	200 t	15 t	140 t	
優良認定処理業者への処理委託量	12 t	5 t	t	20 t	t	t	
再生利用業者への処理委託量	12 t	5 t	t	t	t	140 t	
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	
産業廃棄物の種類	廃プラ 金属くず	繊維くず	紙くず・木くず 廃プラ				
全処理委託量	150 t	1 t	700 t	t	t	t	
優良認定処理業者への処理委託量	110 t	t	t	t	t	t	
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組) ○処理委託業者の選定に当たり、再生利用を考慮した処理業者を含め総合的に検討を行う。							

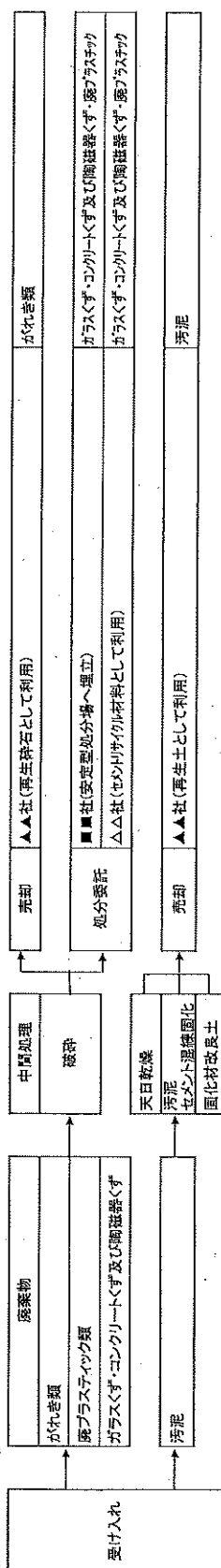
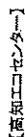
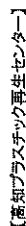
②計画

※事務処理欄

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙2

田中石灰工業株式会社 産業廃棄物の処理に関する管理体制図

統括責任者	代表取締役 社長(CEO)
統括責任者	常務取締役
事業部統括責任者	取締役環境開発事業部部長
部門 責任者	高知中間処理センター 高知中間処理センター 所長

令和6年5月1日現在